

東京都犯罪被害者等支援条例の修正案について

2020年3月18日

日本共産党東京都議会議員団

日本共産党都議団は、東京都犯罪被害者等支援条例について、実効性を担保するとともに、支援計画策定や施策の検証を行う協議会の設置を定める修正案を19日の総務委員会に提出します。内容は以下のとおりです。

【修正案の内容】

- 1 第3条1項に、「日本国憲法における基本的人権の尊重の理念に基づき」という文言を追加し、憲法の理念を明文化します。
- 2 第3条2項に、「犯罪被害者等の心身の発達段階」という項目を追加し、未成年者の犯罪被害者等の支援について、発達段階に応じた配慮を追加します。
- 3 第8条3項に「東京都犯罪被害者等支援協議会の意見を聴くほか」を追加し、知事が支援計画を定めるときは、第23条に基づく協議会に諮問する規定を追加します。
- 4 第14条に「東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第二条第一号に規定する東京都営住宅への入居における特別の配慮」を追加し、犯罪被害者等が都営住宅へ入居を希望する際の特別の配慮を行う規定を追加します。
- 5 第19条に「教育」を追加し、広報、啓発と合わせて教育での必要な施策の推進を明文化します。
- 6 「東京都犯罪被害者等支援協議会」（以下、協議会）に関する条項（第23条）を追加します。協議会は支援計画の策定や支援施策の実施状況の調査などを行います。協議会は会長が招集し、1年に一回以上の開催を規定します。
- 7 支援施策の実施状況の議会報告と公表を行う条項（第24条）を追加します

以上